

わたしたちが、東京高裁で勝つために、いま何をなすべきか

弁護団 海渡雄一

内容

第1 はじめに.....	1
第2 刑事事件における控訴審の仕組み.....	2
1 民事と刑事で異なる控訴審の役割.....	2
2 法に定められた控訴理由.....	3
第3 起訴状の概要.....	4
第4 検察官役の指定弁護士は永瀧判決の論理のどこが誤っていると主張しているのか.....	4
1 まとめ.....	4
2 第一の誤り すべての誤りの根源 長期評価の信頼性を見誤り, 社会通念を誤って捉えた.....	5
3 予見可能性の判断における結果回避義務の内容をすり替えたこと.....	6
4 結果回避義務の具体的な内容について判断がなされていないこと.....	7
5 津波対策の具体的な措置についての立証が不可欠である.....	8
第5 長期評価には信頼性, 具体性があること.....	8
1 地震本部は地震に関する調査結果を集積・分析・評価する唯一の機関.....	8
2 作成主体及び作成経緯を重視すべきである.....	9
3 濱田信生氏の証人調べが必要不可欠である.....	9
4 長期評価には具体的根拠があること.....	10
第6 福島第一原子力発電所の検証が必要であること.....	15
1 地裁における検証申請却下.....	15
2 検証の実施がなぜ必要なのか.....	15
3 検証で何を見るのか.....	15
第7 指定弁護士が求めていることと高裁審理の展開シナリオ.....	16
1 東京地裁による現地指向協議の意義と現場検証の実施の必要性.....	16
2 元気象庁地震火山部長の濱田証人の尋問.....	16
3 島崎証人の再尋問.....	17
4 元東芝原発設計技術者の渡辺敦雄証人の尋問.....	17
5 指定弁護士の描くベストシナリオ.....	17
第8 控訴審で証拠調べを実施させるにはどうしたらよいか.....	17
1 刑事事件の控訴審では追加の証拠調べは原則として行われぬ.....	17
2 追加の証拠調べを行う場合.....	18
第6 高等裁判所の裁判官らに新たな証拠調べの決断を迫るのは市民とメディアの力である.....	19

第1 はじめに

1 福島原発事故後の原発関連訴訟

福島原発事故後の原発関連訴訟としては、

- ①被害にあった住民の東電や国に対する損害賠償訴訟
- ② 東電役員の刑事責任を明らかにするための刑事訴訟
- ③ 東電役員の民事責任を明らかにする株主代表訴訟
- ④ 原発の再稼働をとめ、設置許可の取り消しなどを求める民事・行政訴訟

があります。これらの訴訟は、それぞれ争点は異なるが、どれも脱原発という目的を達するために不可欠な構成要素です。そして、東電役員の個人的な過失責任を問うことのできるのが、東電刑事裁判と株主代表訴訟です。

今日は、我々は、どのようにしたら、高裁で勝利することができるのかというお話をします。

結論から先に述べますと、とにかく、一人でも多くの方々に、1月21日に裁判所前に来てほしい。それが、良い証拠決定につながるだろう。そして、新たな証拠決定がなされることが、一審無罪判決の破棄、3被告人に対する有罪判決につながるかと確信しています。

東電刑事裁判控訴審では、第1回期日が11月2日に開かれ、控訴趣意書と答弁書の内容が明らかにされました。そして、現場検証と証人尋問の採否は2022年2月9日第2回期日で判断されることになっています。

2 東電刑事裁判の意義

確かに刑事裁判の一審裁判所は被告らに無罪判決を下しましたが、刑事裁判の同じ証拠をもとに、東電の過失責任を厳しく断罪した判決が次のおり多くあります。とりわけ、生業訴訟・仙台高裁令和2年9月30日判決は、2008年頃の東電内部の資料の記載等を取り上げ、東電の過失は「決して軽微とはいえない程度」として「慰謝料の算定に当たって考慮すべき要素の一つ」としています。

「このような東電の姿勢は、原子力発電所の安全性を維持すべく、安全寄りに原子力発電所を管理運営すべき原子力事業者としてはあるまじきものであったとの批判を免れないというべきである。」と、厳しく断罪しているのです。

第2 刑事事件における控訴審の仕組み

1 民事と刑事で異なる控訴審の役割

民事裁判でも、刑事裁判でも三審制がとられています。しかし、控訴審の位置づけは、民事と刑事で大きく異なります。

控訴とは、第一審の判決に不服がある訴訟の当事者が、上級裁判所に対し判決に誤りがあることを主張してその取消しや変更を求める手続をいいます。

民事事件では、続審と言われる構造で、控訴審になってからも、原告も被告も原則として自由に証拠を提出することができます。言い換えると、一審と二審の裁判は、そのまま続いているといえます。もちろん、時機に遅れた証拠の提出は認められないですし、新しい事実関係を主張して請求を付け加えるには相手方の同意が必要ですが、原則は自由なのです。

これに対して、日本の刑事控訴審は、第一審の裁判とは全く異なった手続となっています。日本の刑事控訴審は原則として事後審化されているといわれており、控訴できる理由などについても

限定されています。

2 法に定められた控訴理由

刑事訴訟法はどのような事由が控訴理由になるかについて、次のように規定しています。

絶対的控訴理由(刑事訴訟法第 377 条, 378 条)

下記の法令違反がある場合には, 法令違反が第一審判決の結果に影響したかどうかを問わず, 法令違反があることのみを理由として控訴理由となります。

○法律に従って判決裁判所を構成しなかったこと

○法令により判決に関与することができない裁判官が判決に関与したこと

○審判の公開に関する規定に違反したこと

○不法に管轄または管轄違を認めたこと

○不法に, 公訴を受審し, またはこれを棄却したこと

○審判の請求を受けた事件について判決をせず, または審判の請求を受けない事件について判決をしたこと

○判決に理由を附せず, または理由にくいちがいがあること

です。これらは, 基本的な手続き違反で, 普通はこういう理由はありません。

それに対して, 相対的控訴理由(刑事訴訟法第 379 条)として, 次の事由が規定されています。

○法令違反があり, その法令違反が第一審の判決に影響を及ぼすことが明らかである場合, 控訴理由となります(相対的控訴理由)。採用すべき検証申請を却下したこと 争点を取り違えていること

絶対的控訴理由と異なり, 法令違反が第一審の判決に影響を及ぼすことが明らかである場合に限って, 控訴理由となります。

なお, 「判決に影響を及ぼすことが明らか」とは, その法令違反がなければ異なる判決がなされたであろうという可能性が高い場合を意味します(最大判昭和 30 年 6 月 22 日)。

○法令適用の誤り(刑事訴訟法第 380 条)

第一審の判決に実体法の解釈・適用の誤りがあり, その誤りが判決に影響を及ぼすことが明らかである場合には, 控訴理由となります。実体法の解釈・適用の誤りとは, 認定された事実に対して適用すべき法令が適用されていないこと等をいいます。

○量刑不当(刑事訴訟法第 381 条)

第一審の判決の量刑が不当である場合には, 控訴理由となります。

量刑が不当とは, 第一審判決で言い渡された刑が合理的な裁量の範囲外にあることをいいます。

○事実誤認(刑事訴訟法第 382 条) 長期評価 社会通念

第一審の判決に事実の誤認があつて, その誤認が判決に影響を及ぼすことが明らかである場合には, 控訴理由となります。事実誤認とは, 第一審判決が認定した事実が, 訴訟記録中の証拠を考慮して認定されるべきであつた事実と合致しないことをいいます。「事実」とは, 犯罪が成立するために必要な事実のことです。

また, 「誤認」があつたかについては, 第一審の事実認定が論理則・経験則に照らして不合理であるかによって判断されます。証拠と認定された事実が論理的に整合しているか, 経験則上不自然な点がないかを判断します。

○再審事由(刑事訴訟法第 383 条 1 号)

確定した判決に対して再審請求ができる事由がある場合には, 控訴理由となります。

第3 起訴状の概要

本件の一審の永渕判決は、結果の回避措置について、停止以外の水密化や防潮壁などの措置が可能だったかどうかについて判断を示していません。

起訴状(公訴事実)では、福島第一原発事故、検察審査会から「起訴議決」を受けた東京電力の勝俣恒久元会長、武藤栄、武黒一郎の両元副社長に対して、被告人らは原発の敷地の高さである10メートルを超える津波が襲来し、建屋が浸水して電源喪失が起き、爆発事故などが発生する可能性を事前に予測できたのに、防護措置・原子炉停止などの対策をする義務を怠ったとするものでした。

起訴状における回避措置義務の内容としては、停止だけでなく防護措置も主張されていたにもかかわらず、永渕判決はこの点について判断していないのです。このことは、覚えておいていただきたいと思います。

第4 検察官役の指定弁護士は永渕判決の論理のどこが誤っていると主張しているのか

ここでは、指定弁護士が法廷で主張したことを再現してみます。

1 まとめ

1 「長期評価」の信頼性・具体性を否定した点です。これが、原判決の最大のかつ基本的な誤りです。

2 原子炉の安全性についての「社会通念」を誤って捉えているという点です。原判決の論理は、つまるところ、原子炉の安全は、「法令上の規制やそれを補完する国の安全対策における指針、審査基準等」によって保たれており、これに従っていれば、過失責任は生じないというものですが、この発想、は全く誤っています。

3 指定弁護士の結果回避義務の具体的内容についての主張を正確に理解せず、結果回避義務の内容を「福島第一原子力発電所の運転停止措置」のみに限定したうえ、これに相応する予見可能性についてしか判断していないという点です。本件で判断されるべきは、決して、「運転停止措置を講じるべき結果回避義務を課すに相応しい予見可能性」ではなくあくまで「10m盤を超える津波の襲来」という結果を回避するための具体的措置を講じる義務を課すに相応しい予見可能性を検討すべきです。

4 指定弁護士の重要な立証活動のひとつである福島第一原子力発電所の現場検証の申請を却下し、これを検証することなく、判決に及んだ点も重要です。

2 第一の誤り すべての誤りの根源 長期評価の信頼性を見誤り、社会通念を誤って捉えた

まず「長期評価」を前提とすれば、原判決の論理、弁護人の主張は、根底から覆えります。被告人らに刑事責任を問いうるか否かについての中心的論点は、被告人らがそれぞれの立場で、福島第一原子力発電所に10m盤を超える津波が襲来することを予見できたか、そしてその予見に基づいて、津波の襲来に対する結果回避措置を講じることが可能であったか、さらにこれに基づいて結果回避措置を講じるべきであったか、という点であることはいうまでもありません。

福島第一原子力発電所に10m盤を超える津波が襲来することを予見することができたかどうか、つまり、予見可能性の存否を巡る問題は、本件事故当時、すでに地震本部が公表していた「長期評価」とこれにしたがって、土木調査グループのもとで算出されていた「福島第一原子力発電所にO. P. +15. 707mの高さの津波が襲来する」との計算結果に基づいて防護措置を講じるべきではなかったのか、その具体的評価にかかっています。

原判決さえ認めるように、武藤被告人及び武黒被告人は、この計算結果を認識していたし、勝俣被告人においても、10m盤を超える津波が襲来する可能性があることを示唆する見解を認識していたのです(原判決96ページ)。

「長期評価」に基づいて「津波評価技術」の手法で計算を行うことにより、福島第一原子力発電所に10m盤を超える津波が襲来するとの結果が、現に存在していたことは証拠上明白です。そして被告人らが、これを知り得たことも、また明らかです。

この計算結果に基づいて津波対策を策定し、その対策を誠実に履行することが被告人らに求められていたのです。本件はこのようにきわめて単純な事件なのです。

武藤被告人は、土木学会にその信頼性の検討をゆだねたと主張していますが、その土木学会第4期津波評価部会においてさえ、「長期評価」の見解を前提とするとの結論に至っています。

そして、仮に三陸沖北部から房総沖海溝寄りの北部と南部の相違を考慮に入れたとしても、福島第一原子力発電所に10m盤を超える津波が襲来することの計算結果が、本件事故前に示されていたこともまた、証拠上明らかです。

しかも、東京電力が東電設計に委託した「津波ハザード解析」においても、福島第一原子力発電所の1号機ないし4号機の津波ハザード曲線は、津波高さO.P. +10mの年超過確率が、フラクタル算術平均で10のマイナス5乗よりやや低いという結果が示されていました。この数値は、原子力安全委員会安全目標専門部会が平成18年3月に公表した格納容器機能喪失頻度を一年あたり10のマイナス5乗程度とするとの「性能目標J(甲61・3916)」に達しています。

この解析結果は原判決のいうように、「通常設計事象として取込むべき頻度であるとはまでは必ずしも考えられていない」(88ページ)などということでは決してありません。明らかに津波対策工事に着手すべき指標を示すものであったのです。被告人らは、これらの事実を容易に認識することができました。

原判決は、これらの機序を断ち切るため、その大前提である「長期評価」の信頼性・具体性を無理矢理否定してしまいました。

しかし本件では、「長期評価」を前提にしたうえで、被告人らの認識や行動に関する詳細な判断が行われるべきだったのです。

「長期評価」は、我が国を代表する地震や津波の専門家が長期間にわたって審議して得られた知見です。これは、福島県沖を含む三陸沖から房総沖海溝寄りの領域で発生しうる津波地震について、当時示されていた我が国における唯一の公式的見解です。そこには、十分な科学的根拠があ

り、原判決が求めている「合理的に予測される程度に信頼性、具体性」を有するものであったことは、疑いの余地はありません。

「長期評価」は、その作成主体・作成経緯に照らして科学的信頼性は、十分認められます。さらに、海溝寄りで3つの津波地震が発生したという歴史的事実、海溝寄りはプレート境界が沈み込んでいる点で同じ構造であるという具体的根拠があります。

これに対して、付加体と津波地震の発生メカニズムを関連付ける仮説は、長期評価部会等で意見表明できるような理論的レベルにはなく、この仮説を採用する専門家であっても、海溝寄りの領域内のどこでも津波地震が発生する可能性を認めていたのです。「長期評価」の信頼性等を前提とすれば、必然的に武藤被告人による平成20年7月31日の指示が決定的に誤りであったことが明確になります。

当時の武藤被告人の判断は、万が一にも事故を起こしてはならないという原子力発電所の安全性を第一義とする「社会通念」に著しく反することは、明白です。

原判決の論理は、「法令上の規制やそれを補完する国の安全対策における指針、審査基準等」が当時の「社会通念」に反映されているのだから、原子炉の安全は、これらの規制や基準に従っていれば、予見可能性や結果回避義務についての過失責任は生じないというものでした。

しかし、福島第一原子力発電所の運転につき、第一次的に責任を負うのは東京電力であり、その最高経営層に属していた被告人らです。規制や基準は原子力発電所の安全を確保するための最低限の規範であり、これに尽きるものでは全くありません。

被告人らは、原子力発電所の運転に最終的な責任を負う者として、最大限の知見を要求され、これに基づいて、決して事故を起こすことのないよう対策を講じるべきです。

被告人らは、当時知ることができた合理的な「知見」に基づいて、万が一にも本件のような重大事故を惹起させてはならないという義務と責任を負っていたのです。このことこそ、原子力発電所の安全性に向けた「社会通念」なのです。

3 予見可能性の判断における結果回避義務の内容をすり替えたこと

原判決は、「長期評価」には、福島第一原子力発電所に10m盤を超える津波が襲来することについて、「運転停止措置を講じるべき結果回避義務を課すに相応しい予見可能性」を根拠づける信頼性、具体性がないと判断しています。

一方で、「長期評価」に「防潮堤建設等の措置を講じるべき結果回避義務を課すに相応しい予見可能性」を根拠づける信頼性具体性があるのかどうかについては、全く判断していません。しかし、このことこそが本件において真に判断されなければならない命題なのです。

本件において、被告人らに過失責任を問うべき予見可能性があったかどうかを判断する結果回避義務は、「運転停止措置を講じるべき結果回避義務」ではなく、「防潮堤建設等の措置を講じるべき結果回避義務」なのです。

原判決は、結果回避義務の内容を福島第一原子力発電所の運転停止措置のみに収れんさせたうえ、本件における予見可能性は、これに相応しい程度のものが求められるとしています。そして、「運転停止措置を講じるべき結果回避義務を課すに相応しい」10m盤を超える津波が襲来することを予見することはできなかつたとの結論を導き出しています。

指定弁護士は、原審以来、本件のような事故を万が一にも起こさないために、自然災害である津波に備えなくてはならないこと、そのためには福島第一原子力発電所に10m盤を超える津波が襲来する可能性が否定できない以上、それがいつ襲来するか分からないのであるから、この可能性が判明した時点で直ちに、防潮堤の建設や原子炉の水密化などの回避措置を講じるための

対策に着手するべきであった、回避措置を講じるまでは、いつ来るかわからない自然災害に備えて、一時的に原子力発電所の運転を停止しておくべきであったという、極めて当然のことを主張しています。指定弁護士は、当審においても、この主張を変更する意思は全くありません。

被告人らが、防潮堤建設等の措置を講じることに着手していれば、本件事故までにこれを完了することができたかどうかという点は、本質的な問題ではありません。言うまでもなく、福島第一原子力発電所に、10m盤を超える津波が襲来することを防ぐための措置は、運転停止にとどまりません。否むしろ、運転停止は最終的な手段なのです。

10m盤を超える津波が襲来することを防ぐための措置として、防潮堤の建設、防潮壁の設置、電源設備等の水密化や高台設置などの具体的措置があったことは、改めて指摘するまでもありません。

被告人らは、津波の襲来に備えて、これらの措置を講じようとしていたのであればともかく、これらの措置を何ひとつ講じようともしていなかったのです。

仮に予見可能性と結果回避義務との相関性を理論的に肯定する見解に従ったとしても、その判断基準は、決して、「運転停止措置を講じるべき結果回避義務を課すに相応しい予見可能性」ではなく、あくまで、「10m盤を超える津波の襲来」という結果を回避するための具体的措置に相応する予見可能性を検討すべきなのです。

4 結果回避義務の具体的な内容について判断がなされていないこと

福島第一原子力発電所の設置、運転が許可されているのは、予見される津波の襲来に対しての安全対策が講じられていることを前提としています。

安全対策が講じられ、原子炉の安全性が確保されているので、「許された危険」として、設置、運転が許されているのです。

福島第一原子力発電所に10m盤を超える津波が襲来することが予見できた場合には、当然にこれに対する安全対策が講じられなければなりません。

そして、本件では、防潮堤建設等の措置が講じられていれば、予見できた津波の襲来からの結果発生は回避できたのです。ですから、被告人らがまず直面する義務は、「防潮堤建設等の措置を講じるべき結果回避義務」であることは明白です。

そして、防潮堤建設等の措置を講じるまでは、安全対策が講じられていない状態なので、**「許されない危険」の状態となり、当然に、運転することが許されないこととなります。**

指定弁護士は、原子力発電所は自然災害から絶対に安全とは言えないのだから、被告人らが直面する具体的な措置を特定することなく運転を停止せよとか、10m盤を超える津波といっても何mの高さまで遡上してくるのかはわからないのだから、防潮堤の高さも無限定になり、防潮堤の設置に現実性がないので、運転停止せよなどと言っているのではありません。

あくまでも、福島第一原子力発電所に10m盤を超える津波が襲来することが予見できたのですから、防潮堤建設等の措置を講じれば、予見できる津波の襲来からの結果発生は回避できた、そして、その具体的な措置を講じるまでの措置として運転停止をするべきだったと言っているにすぎないのです。

したがって、防潮堤建設等の措置を講じるまで運転停止措置を講じる義務を課すにあたって、あらためて、「運転停止措置を講じる結果回避義務を課すに相応しい予見可能性」を観念する余地はないし、その必要もありません。

このように、本件において、被告人らに過失責任を問うべき予見可能性があったかどうかを判断する結果回避義務の内容は「防潮堤建設等の措置を講じるべき結果回避義務」であり、かつそ

れで足りません。

ところが原判決は、結果回避行為を運転停止措置ということのみに目を向けることにより、結果回避行為の困難性をひいては予見可能性の問題を誤って評価するという基本的な誤りを犯しています。

5 津波対策の具体的な措置についての立証が不可欠である

問題とすべきは、防潮堤の建設、防潮壁の設置、電源設備等の水密化や高台設置など、津波の襲来に向けた基本的かつ具体的な措置自体なのです。

これらの具体的な措置は、真摯に計画し、実行していれば、短期間でできたことであり、それまでの間、運転を停止しておけばよかつただけのことです。

本件事故までに、これらの具体的な回避措置を完了していれば、原子力発電所を稼働していても、本件事故を回避できたし、完了していなくても、稼働を停止しておけば回避できたのです。

この意味で工事が完了するか否かの問題は本件審理の中心的テーマではありません。

原判決は、結果回避行為を運転停止措置とのみとらえて、運転停止措置の容易性、困難性について検討していますが、結果回避行為を「防潮堤建設等の措置を講じること」ととらえると、そのような検討は全く必要のないものです。

一方、原判決は「防潮堤建設等の措置」について、各措置の内容、それぞれの措置の結果回避に対する有効性、施工の技術的可能性、施工期間等について、十分な理解がなされていません。そこで、当審において、原子力工学の専門家である渡辺敦雄証人により、それらのことを立証し、防潮堤建設等の措置が、予見可能性を検討する対象として、特定された具体的、現実的な結果回避措置であることを明らかにしてまいります。

第5 長期評価には信頼性、具体性があること

1 地震本部は地震に関する調査結果を集積・分析・評価する唯一の機関

そこで問題は、「長期評価」の信頼性、具体性についてです。

「長期評価」を策定した地震本部は、地震防災対策の強化に資する地震調査研究を一元的に推進することを目的とし法律に基づいて文部科学省に設置された政府の特別機関です。地震本部以上に地震に関する調査結果等が集積され、分析、評価がなされている機関は日本に存在しません。

「長期評価」は、地震本部に設置された地震調査委員会、長期評価部会、海溝型分科会に所属する各委員がその策定に関与し、各会の上を承を得て公表されました。各委員は、日本を代表する地震学、測地学、地形学、地質学などの分野の専門家です。三陸沖から房総沖までの領域の津波地震に関して、これほど多種多様な分野の専門家が議論し、3段階の審査を経るという慎重な策定過程を経て取りまとめられた評価は「長期評価」以外に存在しません。

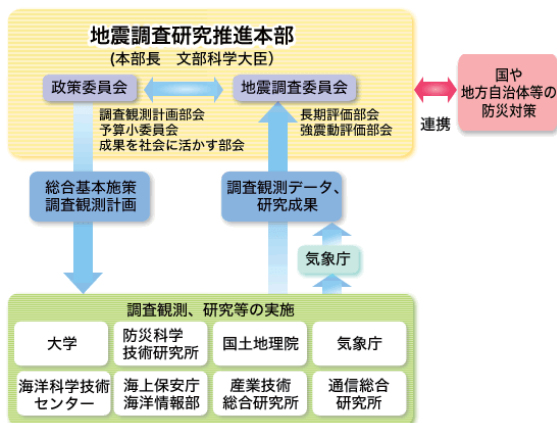
このような経過で策定された「長期評価」に対して、原判決は、「Mt8.2前後の津波地震が海溝寄り領域内のどこでも発生する可能性があるとしたことについて、本件地震発生前の時点においては、十分な根拠を示していたとはいえない」と判示しています。

そして、その理由として、このような見方が複数の専門家の間にあった、北緯38.1度付近を境に北側領域と福島県沖を含む南側領域に分けた場合、両者は海底地殻構造が異なっている、北側

領域では、ホルスト・グラーベン構造が発達し、プレート境界には楔状堆積ユニット(付加体)が存在するのに対し、南側領域では複雑な構造的特徴を有しており、付加体は見られない、北側領域の方が南側領域よりもカッピングが強いという違いなどを指摘して、「長期評価」の信頼性を否定しています。

しかし、「長期評価」に科学的信頼性が認められることは、その作成主体・作成経緯・改訂経緯に照らせば明らかです。

2 作成主体及び作成経緯を重視すべきである



科学的信頼性が優に認められる「長期評価」について、裁判官が信頼性等を検討する際には、事実認定を行う裁判官自身は専門的知見を有していないこと、判断材料は法廷に顕出された証拠に限られるという制約が存在していることに留意する必要があります。「長期評価」の策定に関与した専門家はそれぞれが意見を有し、膨大な専門的知見を有していますが、法廷で証言をしたり、証拠として供述調書が取り調べられた専門家はごく一部です。法廷に顕出されていない多くの

専門家の意見及び膨大な知見が存在することを念頭に置く必要があります。そうした事情は「長期評価」の作成主体及び作成経緯に含まれています。「長期評価」の信頼性等を検討する際には、何よりも作成主体及び作成経緯を重視しなければならないのです。作成主体及び作成経緯を「長期評価」の信頼性判断の単なる一要素と位置づけたり、仮説に過ぎない見解と同じレベルの判断要素とすることは誤りです。

「長期評価」の作成主体・作成経緯からすれば、裁判官は、「長期評価」の信頼性に疑義を抱かせる特段の事情が認められない限り、信頼性を認めるという枠組みで判断すべきです。

3 濱田信生氏の証人調べが必要不可欠である

その作成主体、作成経緯や部会における審議経過については、原審において一定程度明確にしたところですが原審裁判所において十分な理解を得られませんでしたので、指定弁護士はこれをより明確に立証するため、当審において、濱田信生氏を証人として事実取調請求を行いました。

濱田氏は、東京大学大学院理学系研究科修士課程を修了後、気象庁に入庁、平成20年3月に定年退官するまで36年間勤務され、そのうち延べ13年間、研究職として主に地震の研究に従事されておりました。そして、海溝型分科会委員として、「長期評価」の策定にも携わっておられます。このように、濱田氏は、その公的な経歴からしても、地震本部における議論の経過、長期評価の成立過程や、国にとっての意義について、もっともよく知る立場のひとりとして、原判決の誤りをただすため、検察官立証に必要な不可欠な証人なのです。濱田氏を証人として取り調べることにより、以下の事実が一層明確になり、「長期評価」の信頼性に疑義を抱かせる特段の事情などいささかも存しないことが明らかとなります。

4 長期評価には具体的根拠があること

まず、「長期評価」には具体的根拠があるという点です。

① 3つの津波地震

三陸沖北部から房総沖にかけての日本海溝寄りの領域で、慶長三陸沖地震、延宝房総沖地震、明治三陸沖地震の三つの津波地震が発生したという歴史的事実が具体的根拠の一つです。

② 同じ構造

もう一つは、三陸沖北部から房総沖の海溝が同じ構造であること、具体的には、プレート境界が水平に近い状態から次第にその傾きを増していく構造であり、沈み込んでからあまり時間が経っていない点で同じであるということです。

「長期評価」は本件地震発生前に2回改訂作業が行われました。平成21年3月9日に公表された「一部改訂」と平成23年11月25日に公表された「第二版」です。「第二版」の改訂作業は本件地震発生前に終了していましたが、公表前に本件地震が発生したため、本件地震発生による評価を加えて公表されました。

「一部改訂」においても「第二版」においても三陸沖北部から房総沖の海溝寄りを一つの領域とし、どこでも明治三陸沖地震と同程度の津波地震が発生する可能性があるという「長期評価」の見解は維持されました。いずれもその策定作業に長期評価部会等の各委員が関与し、委員の中には「長期評価」に異論を有していたとされる佐竹健治氏、松澤暢氏、今村文彦氏が含まれていました。原判決が「長期評価」の信頼性を否定する根拠として指摘した鶴哲郎氏、西津あずさ氏、谷岡勇一郎氏、松澤氏、佐竹氏の各論文は、各改訂作業時に既に公表されていました。それにもかかわらず、「長期評価」の見解は維持されたのです。

また、平成31年2月26日に公表された「日本海溝沿いの地震活動の長期評価」においても、「青森県東方沖から房総沖にかけての海溝寄り」をひとつの領域とし、慶長三陸沖地震、延宝房総沖地震、明治三陸沖地震を津波地震と評価しており、「長期評価」の見解を維持しています。

③ 海底地殻構造の違いは「長期評価」の信頼性に疑義を抱かせる特段の事情ではない

海溝寄りの北側領域と南側領域で海底地殻構造が異なることは、「長期評価」の信頼性に疑義を抱かせる特段の事情ではありません。

海溝寄りの北側領域と南側領域で海底地殻構造が異なることは客観的事実ですが、いずれの領域でも津波地震が発生している以上、海底地殻構造が異なる事実は、海溝寄りの領域のどこでも津波地震が発生しうるとした「長期評価」の信頼性に疑義を抱かせる特段の事情になり得ないのです。海溝型分科会において、佐竹氏を含め、どの委員からも海底地殻構造の違いを理由に海溝寄りの領域を一つとする「長期評価」の見解に異議を唱えた者はいませんでした。このことはその後の「一部改訂」及び「第2版」の改訂作業においても同様でした。

④ 付加体と津波地震の発生メカニズムを関連付ける見解が存在したとしても単なる仮説にすぎない

付加体と津波地震の発生メカニズムを関連付ける見解が存在したことも、「長期評価」の信頼性に疑義を抱かせる特段の事情ではありません。

付加体と津波地震の発生メカニズムを関連付ける見解では、付加体が顕著な北側領域で発生した明治三陸沖地震を説明することはできても、大規模な付加体が存在しない南側領域で

発生した延宝房総沖地震を説明することはできません。また、同じく大規模な付加体が存在しないペルー沖やニカラグア沖で発生した津波地震についても、説明することができません。根拠が不十分な仮説に過ぎなかったのです。

- ⑤ 付加体と津波地震の発生メカニズムを関連付ける見解は世界的にも有力ではない
付加体と津波地震の発生メカニズムを関連付ける見解は、世界的に見ても有力な考え方ではありませんでした。金森博雄氏は、比較沈み込み学、アスペリティ・モデル、モーメントマグニチュードを提唱・考案した地震学会の世界的権威ですが、こうした見解には立っていません。金森氏は、講演や論文において、1400年間巨大地震が起こっていない福島県沖を含む領域について、スマトラ島地震に匹敵する巨大地震、サイレント地震、津波地震のいずれかが発生する可能性を指摘しています。そして、その際、海溝寄りの北側領域と南側領域で海底地殻構造が異なるであるとか、付加体の存在が津波地震の発生に影響しているといった説明をしていません。また、米国を代表する地最学者であるトニー・レイ氏も、津波地震に関する論文において、世界中の14の沈み込み帯のどこでも津波地震が起きうるという見解に立っており付加体と津波地震を関連付けていません。

日本においても、付加体と津波地震の発生メカニズムを関連付ける見解はその根拠に乏しい仮説に過ぎないと考えられていました。松澤氏は、付加体が津波地震の発生に影響するのではないか、と考えていたものの、その見解が正しいという証拠はなく、評価として使うレベルの信用性はないと考え、長期評価部会の委員として「長期評価」の改訂に関与した際に、自説を述べることも、「長期評価」の見解が維持されることに異議を唱えらることもなかったのです。「長期評価」の改訂に委員として関与した佐竹氏も今村氏も付加体と津波地震の発生メカニズムを関連付ける見解を主張したり、「長期評価」の見解が維持されることに異議を唱えませんでした。長期評価部会等で意見表明することができない程度の仮説に過ぎなかったのです。

- ⑥ 重み付けアンケート

付加体と津波地震の発生メカニズムを関連付ける見解を採用する専門家も、その多くは、海溝寄りの領域内のどこでも津波地震が発生する可能性を認めていました。このことは、土木学会津波評価部会が平成16年と平成21年の2回実施した重み付けアンケートの結果からみて明らかです。

重み付けアンケートは、確率論的安全評価の研究のために試行的に行われたものですが、各専門家が津波地震の発生可能性や「長期評価」の見解について、当時、どのような考えをもっていたかを示す事情であり、各専門家の証言等の信用性評価に重要な意味を持つものです。

（平成16年に実施された重み付けアンケート Q1-6-1の設問）

Q1-6-1 三陸沖～房総沖海溝寄りの津波地震活動域(JTT1～JTT3)について

番号	回答の選択肢
①	過去に発生例があるJTT1及びJTT3は活動的だが、発生例のないJTT2は活動的ではない
②	JTT1～JTT3は一体の活動域で、活動域内のどこでも津波地震が発生する



（これに対する専門家の回答）

	氏名	当時の所属・専門	①	②	コメント
1	岡部 晴征	東京大学教授 (地震学)	0	1	
2	島崎 邦彦	東京大学教授 (地震学)	0	1	プレートの沈み込みによって必然的に発生する地震と考える。
3	今村 文彦	東北大学教授 (津波工学)	0.4	0.6	
4	佐竹 健治	産業技術総合研究所 (地震学)	0.5	0.5	津波地震の発生領域が限られているか否かについては、議論の分かれるところ。どちらが優勢とも言えない。
5	都司 高宣	東京大学助教授 (津波学・地震学)	0.5	0.5	判断難しい。
6	海野 徳仁	東北大学助教授 (地震学)	0.7	0.3	海溝より外側の海底地形の相違など(海山の分布etc)か、プレート境界の固着状況を支配している可能性がある。
7	谷岡 勇市郎	北海道大学助教授 (地震学)	0.7	0.3	現時点では津波地震の発生領域は限られている可能性が高い。

これは平成16年度の重み付けアンケートの結果をまとめたものです。

選択肢①は津波地震は過去に発生した領域で発生するという見解、選択肢②は「長期評価」と同様、海溝寄りの領域内のどこでも津波地震が発生するという見解です。

付加体と津波地震の発生メカニズムを関連付ける見解に立っていた専門家である今村氏と佐竹氏も回答しています。

ご覧のとおり、今村氏は①に0.4②に0.6という重みを付け、「長期評価」の見解を重視したのです。また、佐竹氏は①に0.5、②に0.5という重みを付け、「長期評価」の見解を否定していません。

〔平成21年に実施された重み付けアンケート Q1-6-1の設問〕

Q1-6-1 三陸沖～房総沖海溝寄りの津波地震活動域(JTT1～JTT3)について

設問	回答の選択肢
①	過去に発生例がある三陸沖(1811,1896年)と房総沖(1577年)のみ過去と同様の様式で津波地震が発生する
②	活動域内のどこでも津波地震が発生するが、北部領域に比べ南部ではすべり量が小さい
③	活動域内のどこでも津波地震(1896年タイプ)が発生し、南部でも北部と同程度のすべり量の津波地震が発生する



〔これに対する専門家の回答〕

	氏名	担当の所属・専門	(1)	(2)	(3)	コメント
1	藤原 広行	防災科学技術研究所(地震学・地震工学)	0.1	0.3	0.6	海溝よりの津波地震に関しては不明なところが多いため、安全側の重みを設定。
2	杉岡 嘉重	東京大学准教授(地震学)	0	0	1	たとえば貞観津波はそうであったと考えられる。
3	松澤 福	東北大学教授(地震学)	0.2	0.6	0.2	不確定性が大きく、過去と同じ場所だけでは言い切れない。ただし、精度としては北部の方が高いと思う。
4	今村 文彦	東北大学教授(津波工学)	0.3	0.6	0.1	②の可能性が高い(カップリングやスロー地震を考慮して)
5	高橋 智幸	秋田大学准教授(津波工学)	0.2	0.5	0.3	(次票添1のとおり)
6	伊田 賢治	気象研究所(地震学)	0.2	0.45	0.35	
7	日藤 伸央	東北大学名誉教授(津波工学)	0.8	0.1	0.1	
8	谷岡 真市郎	北海道大学准教授(地震学)	0.5	0.3	0.2	1896年が世界でも類を見ない津波地震であったことを考えると①の重みは大きくするべきだろう。
9	伊田 直	東京大学准教授(地震学)	0.5	0.3	0.2	
10	佐竹 創治	東京大学教授(地震学)	0.5	0.1	0.4	津波地震が特定の場所で見生するか、どこでも発生するのには議論があるのでは0.4とした。

これは平成21年度の重み付けアンケートの結果をまとめたものです。

①は過去に発生した領域でのみ津波地震は発生するという見解、②は海溝寄りのどこでも津波地震は発生するが北部に比べて南部はすべり量が小さいという見解、③は「長期評価」と同じ見解です。②と③は、海溝寄りのどこでも津波地震が発生すると考える点で同じです。

付加体と津波地震の発生メカニズムを関連付ける見解に立っていた専門家である松澤氏、今村氏、谷岡氏、佐竹氏が回答しています。

ご覧のとおり、松澤氏が①0.2、②0.6、③0.2、今村氏が①0.3、②0.6、③0.1、谷岡氏が①0.5、②0.3、③0.2、佐竹氏が①0.5、②0.1、③0.4というものでした。

②と③の重みに照らせば、松澤氏及び今村氏は、海溝寄りのどこでも津波地震が発生するという見解が適切であると考えていたことが分かります。また、谷岡氏と佐竹氏は海溝寄りのどこでも津波地震が発生するという見解と発生例のない領域では津波地震は発生しないという見解はいずれも同程度に適切であると考えていたことが分かります。

このことは、付加体と津波地震の発生メカニズムを関連付ける見解が「長期評価」の信頼性に疑義を抱かせる特段の事情に該当しないばかりか、むしろ、そうした見解に立つ専門家さえ、海溝寄りのどこでも津波地震が発生するという点においては「長期評価」に賛同あるいは否定しない立場に立っており、「長期評価」に信頼性があることを裏付ける事情といえます。

以上のとおり、「長期評価」は、その作成主体・作成経緯に照らして信頼性が認められます。また、海溝寄りの北部と南部で海底地殻構造が異なること、付加体と津波地震の発生メカニズムを関連付ける見解が存在したことなどは「長期評価」の信頼性に疑義を抱かせる特段の事情とは言えません。一方、付加体と津波地震の発生メカニズムを関連付ける見解に立つ専門家でさえ海溝寄りのどこでも津波地震が発生するという見解を採用し、あるいはその可能性を認めています。

また、東海第二原子力発電所においては「長期評価」に基づく津波対策工事が実施されていました。このように「長期評価」の信頼性を裏付ける事情が認められるのです。

第6 福島第一原子力発電所の検証が必要であること

1 地裁における検証申請却下

原審では、どうして福島第一原子力発電所の現場を検証しなかったのでしょうか。指定弁護士は、原審において、

- ①福島第一原子力発電所がどのような地盤に設置されているのか、
- ②その地盤上にはどのような設備があるのか、
- ③津波はどこまで襲来しどのような痕跡を残しているのか、

について、現場検証することによって明らかにする必要があると強く訴えてきました。

原審で取り調べられた証拠には「福島原子力事故調査報告書」があり、そこには、確かにこれらについて写真や図面なども利用した一通りの記述が認められます。原審裁判官らは、この報告書を見ることで指定弁護士が訴えているような事項は明らかにされているのでわざわざ現場を検証するまでの必要性はないと判断したのかもしれませんが、しかし、その判断は誤っています。

2 検証の実施がなぜ必要なのか

福島第一原子力発電所の事故は、我が国でこれまでに起きたことのない重大事故です。しかも、その事故の内容自体は、原子力発電所が津波の襲来により浸水し、全電源が喪失してしまったという、日常生活では見聞きし得ないような極めて特殊な想像を超えたものです。それはこの裁判に携わっている指定弁護士や弁護人はもちろん、判断を下す裁判官にとっても、法廷に提出された証拠資料を読んだり見るだけでは到底理解できないようなものばかりです。

人間の認知能力には限界があります。指定弁護士や弁護人はもちろん、裁判官もその例外ではありません。我々は、もっと謙虚な姿勢でこの裁判に向き合っていくべきです。本件における問題の本質、核心に近づくために、福島第一原子力発電所の立地状況や本件津波の襲来状況の痕跡等を本当に理解するためには、現場検証は不可欠です。「百聞は一見にしかず」です。このことは事実審のまさに最終審である本控訴審においてこそ考えられるべきです。

3 検証で何を見るのか

現場検証では、福島第一原子力発電所の立地に関し、高台をわざわざ30m近くも削って作られた10m盤、すなわち、小名浜港工事基準面から10mの高さの位置に設置されているという状況について、それが実際に津波が襲来した際にどの程度防御できるようなものなのかについてよく見てください。

そこから免震棟が設置されている40mの高台を見上げてください。

福島第一原子力発電所がいかに低い位置に立地しているか、約80m先にある海岸線から津波が襲来したらどうなるかということがよくわかるはずです。

そして、「15.707 m」という具体的な計算結果を前にして、10m盤を前提とした、津波を襲来させないドライサイトという対策が本当に十分なものだったといえるのか考えてください。

また、福島第一原子力発電所に残された本件津波の痕跡をよく見てください。

そこから本件津波が福島第一原子力発電所に襲来した状況を確認してください。

ちなみに、東京地方裁判所では、被告人らを被告とする損害賠償請求(株主代表訴訟)が係属していますが、そちらの審理では、10月29日に行われた進行協議期日で、裁判官が福島第一原子力発電所に赴いて現場を見分しました。裁判所には、適正な判断被害者や国民を納得させる判断が求められています。そのためには、福島第一原子力発電所を現場検証することが不可欠です。

第7 指定弁護士が求めていることと高裁審理の展開シナリオ

1 東京地裁による現地指向協議の意義と現場検証の実施の必要性

事故の全体像の立体的な把握

福島サイトの津波に対する脆弱性

津波対策の具体的な実施可能性

株代の現地進行協議で何を見ることができたのか

東京地裁商事部の朝倉裁判長らは、福島原発現地に足を運び、原発そのものと敷地の実情をつぶさに見ました。福島第一原発は、もともと約30メートルの高台の台地を20メートルも掘り込んで、すり鉢状の敷地に建設されており、津波に脆弱な敷地であることが立体的に確認できたものと思います。また、現場敷地内に防潮壁を建設することは十分可能であったこと、建屋や重要機器室の水密化の措置は容易だったということもわかったものと思います。被告らが津波対策を決断さえすれば、日本原電の東海第二のように、東京電力の優秀な技術者たちは、短期間のうちに簡単なものから、順次津波対策工事が速やかに実施されることとなり、事故の結果が回避できたことも分かっただろうと思います。

2 元・気象庁地震火山部長の濱田信生証人の尋問

推本長期評価の信頼性

濱田証人は刑事でも証人申請されている。

(株代訴訟では、貞観津波について、産総研のリサーチャーであり、国の保安院のバックチェック審査の担当を行っていた岡村行信氏が、津波対策を講じない東電の担当者に対して、これ以上調査しても無駄だ、早く対策に取り掛かるべきだという決定的な意見を述べていたことが明らかにな

っている。)

3 島崎邦彦証人の再尋問

推本長期評価の信頼性/ 一審判決後に新たに明らかになった事実を証言する予定

4 元東芝原発設計技術者の渡辺敦雄証人の尋問

結果回避措置の具体的な内容とその技術的な実施可能性

株代訴訟では、渡辺証人は後藤政志証人とともに、結果回避措置について、株代訴訟で具体的に証言し、裁判所の疑問に答えて尋問後にも第二次意見書まで提出している。

5 指定弁護士の描くベストシナリオ

○3人の証人採用

推本長期評価関連が二人

結果回避措置関連が一人

証人取調べの実施

○検証採否の判断→採用へ

検証実施

○株代訴訟地裁判決(7月13日) 原告が勝訴すれば、刑事についても判決見直しに弾み
上告審に係属中の損害賠償3事件 国の責任を認める判決ができれば、判決見直しは必至

○逆転有罪判決へ

第8 控訴審で証拠調べを実施させるにはどうしたらよいか

1 刑事事件の控訴審では追加の証拠調べは原則として行われない

刑事事件の場合、高等裁判所で控訴審が開かれることとなります。

刑事控訴審では、民事事件と異なり、原則として新たな裁判資料の提出を認めていないため、第一審とは手続が異なります。刑事控訴審では、第一審で取り調べた証拠に基づいて、第一審判決に上記の控訴理由が存在するかを事後的に審査することが審理の基本となります。

もちろん、一審判決の法的な論理に誤りがある、事実の認定に誤りがあることが、一審で調べられた証拠によって明らか場合は、新たな証拠調べをすることなく、控訴趣意を容れ、原判決を見直すことも可能です。

指定弁護士が述べている、3点の誤りは、いずれも決定的に重要なものであり、あらためて証拠調べをしなくても、一審判決を見直すことはできることなのです。

しかし、現実の問題として、一審判決の問題点を正確に理解するためには、高裁が自ら証拠調べに乗り出すことは決定的に重要な契機となります。

2 追加の証拠調べを行う場合

(1) 可能な3つの場合

一審後の事情

一審では取り調べるのが困難な事由

裁判所による職権採用

(2) 島崎証人の再尋問は一審後にあきらかになった新たな事情について行う

(3) 他の証拠調べは一審では取り調べるのが困難な事由があるか、裁判所による職権採用を迫ることとなる。

(4) 最高裁の統計によれば、控訴審で事実の取り調べが行われることは、20件に一つ大変狭い門である。
しかし、開かずの扉ではない。

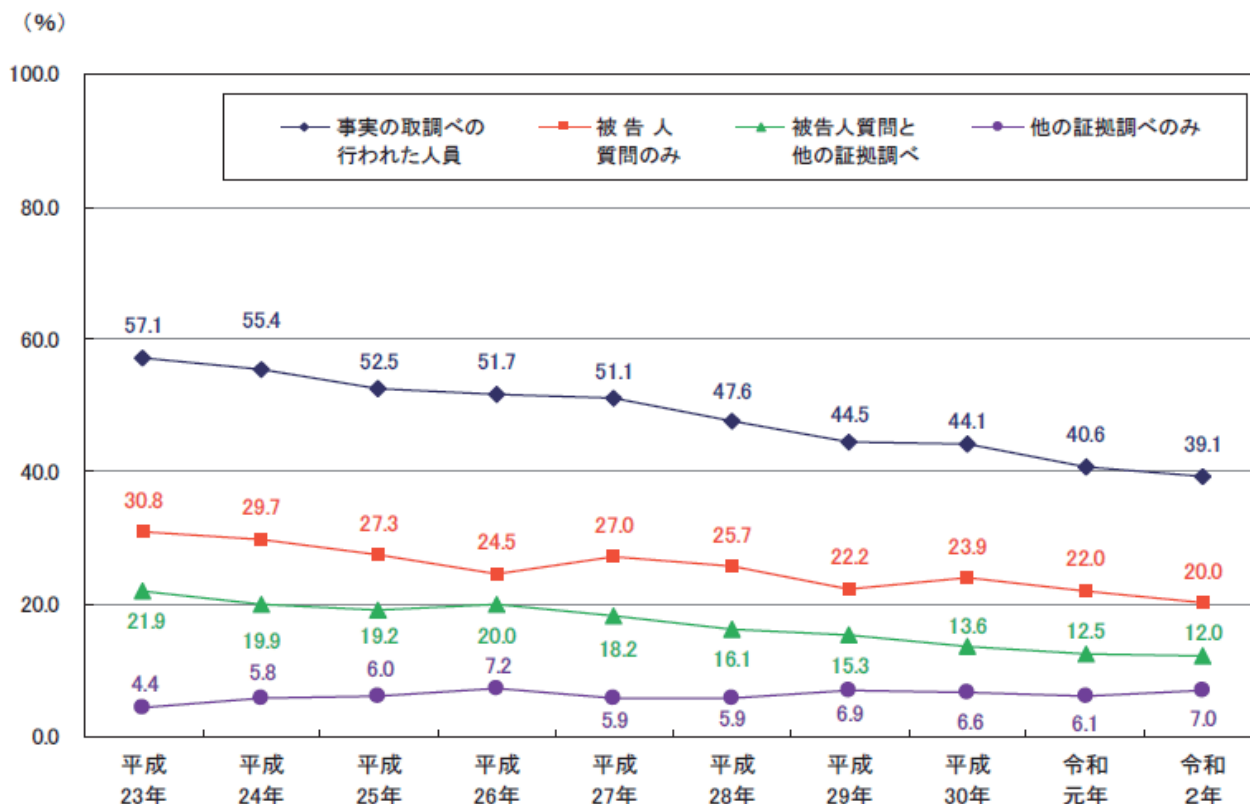
【表2】 刑事控訴審訴訟事件の概況

新受人員(延べ人員)	5,398
終局人員(実人員)	5,332
平均審理期間(月)(控訴審記録受理から控訴審終局)	3.7
平均開廷回数(公判が開かれずに終局した事件を除外)	2.0
平均開廷間隔(月)(控訴審記録受理から控訴審終局)	1.9
平均取調べ証人数	0.05
弁護士選任率(%)	96.8
事実の取調べの実施割合(%)	39.1
上告率(%)	45.9

※1 平均開廷回数は、被告人1人当たりのものである。

2 平均開廷間隔とは、控訴審で記録を受理したときから終局までの平均審理期間を平均開廷回数で除したものをいう。

【図6】 事実の取調べの実施割合の推移(刑事控訴審訴訟事件)



第6 高等裁判所の裁判官らに新たな証拠調べの決断を迫るのは市民とメディアの力である

新たな証拠調べの決断を迫るのは市民とメディアの力です
 裁判所は東京地裁における株代訴訟の判決が7月に控えていること、最高裁に係属している損害賠償訴訟で、国が3対1で負けていることを知っています。
 市民とメディアの声が強ければ、裁判所は証拠調べを決断するでしょう。

映画を作りました。「東電刑事裁判・不当判決」 YouTube で検索してください。
 本も作りました。「東電刑事裁判・福島原発事故の責任を誰がとるのか」



原発事故の責任も誰も取らなくてよいのか

東電刑事裁判 不当判決

「日本と原発」河合弘之監督の最新作



監督 河合弘之 脚本 海渡雄一 音楽 新垣隆
脚本 編劇 野村浩一 監修 福島原発刑事訴訟文芸団 福島原発裁判団 監修 東電株主代表訴訟部

どちらも基礎的なことから、裁判の深い争点まで、難しいこともわかりやすくまとめました。たくさんの図表や写真を使っています。ぜひ、みてください。そして、周りに広めてください。

そして、1月21日10時30分の東京高裁を取り囲む署名提出行動に参加してください。9日には裁判所の腹は決まっているはず。その半月前の1.21行動が決定的に重要です。2月9日東京高裁第2回期日にも、10時30分から高裁を取り囲みたいです。